

事業者各位

熊本県商工労働部長

令和7年8月10日からの大雨被害に係る復旧費用の調査について（依頼）
令和7年8月10日からの大雨により被災されました事業者の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

県では、被災された中小企業者等の事業再建・継続を支援するため、施設及び設備の復旧に要する費用への補助事業の創設を検討しています。

これまでの商工団体等からの被害報告をもとにした県の推計（令和7年9月2日時点）では、中小企業等における被害額が約280億円に上ることから、当該補助事業の財源の一部に国の補助金を活用することで協議を進めています。

そこで、国との今後の協議に当たり、事業者皆様方の補助対象となる費用（保険対応分を除く）が必要となることから、この度、当該費用を把握するための調査を実施することとしました。

つきましては、御多忙の中、誠に恐れ入りますが、下記により本調査への回答に御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、調査の結果について、回答された事業者の皆様が特定されるような形での公表は一切行いません。

記

1 調査対象者

令和7年8月10日からの大雨により事業用の施設及び設備に被害を受けた県内に事業所を有する中小企業者、中小企業団体（事業協同組合等）、商工会及び商工会議所

※次に掲げる事業者・団体は本調査の対象外となります。

士業法人、信用金庫、財団法人、社団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人、農林水産事業者（一次産業を営む者）、農業協同組合、漁業協同組合、法人格を有さない任意団体、風俗営業法第2条第5項に該当する性風俗関連特殊営業を営む者、宗教法人

2 調査項目

- (1) 被災した事業用の「施設（店舗、事務所、工場、倉庫等）」の復旧（修繕又は建替）に要する費用及び当該施設に支払われる保険金の額《万円単位》
- (2) 被災した事業用の「設備（機械装置、工具、器具、車両等）」の復旧（修繕又は入替）に要する費用及び当該設備に支払われる保険金の額《万円単位》

※1 何れも現時点での見込額で構いません。

※2 土地の復旧に係る費用や商品・在庫の損害額は含めないでください。

3 回答期限

令和7年（2025年）9月29日（月）までにお願いします。

※ 回答は重複を避けるため、1事業者につき1回限りでお願いします。

4 回答方法

下記のURLまたはQRコードから、電子申請システムにて回答をお願いします。

<URL> <https://logoform.jp/form/x4b6/1221393>

<QRコード>



※ 電子申請が利用できない場合は、下記のお問い合わせ先まで御連絡ください。

5 備考

補助事業の開始時期や具体的な内容（補助対象者の範囲、補助率、上限額等）は、決まり次第、県ホームページや商工団体等を通じてお知らせします。

お問い合わせ先 熊本県商工労働部商工雇用創生局 商工振興金融課 経営・復興支援班 電話：096－333－2326 E-mail：shoukoukinyuu@pref.kumamoto.lg.jp
